

建災防統一安全標識 運用の手引

・・・「建設現場安全標識に関する指針」の解説と活用方法・・・

令和元年 7月 22 日



目 次

はじめに

第1 建設現場安全標識に関する指針	1
本文	1
別表第1	2
別表第2	3
別表第3	4
第2 指針の解説	5
1. 指針改定の要点	5
2. 指針の解説	5
参考 外国語標示例	13
第3 建災防統一安全標識の活用	14

は　じ　め　に

国内の深刻な人手不足への対応として、外国人材の受け入れを拡大するため、「特定技能」という新たな在留資格の創設を柱とする出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成31年4月施行）が平成30年12月に公布され、国土交通省において建設分野の運用方針が示された。

これにより、建設業に従事する外国人労働者の増加を踏まえた、建設工事現場における安全衛生水準の維持が喫緊の課題となった。

こうした状況を踏まえ、当協会では「建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会」の下、「建災防統一安全標識改訂ワーキンググループ」において検討を重ね、昭和58年に制定した建災防統一安全標識を全面改訂した。

本書は、建設現場安全標識に関する指針及びその活用方法について解説したものである。

建災防統一安全標識の作成・使用にあたっては、指針に基づき、建設現場の安全の見える化の積極的な推進をお願いするとともに、外国人労働者の職場環境改善の一助になることを期待する次第である。

令和元年 6月

建設業労働災害防止協会

建災防統一安全標識改訂ワーキンググループ 委員名簿

委員長	中野 豊	一般社団法人日本標識工業会 会長
委 員	黒田 圭二郎	ユニット株式会社 常務取締役・営業部長
委 員	穂積 弘幸	株式会社つくし工房 取締役 デザイン室長
委 員	鳴重 裕	東亜建設工業株式会社 安全環境部長
委 員	宮澤 政裕	建設労務安全研究会 事務局長
オザバ-	石井 達雄	株式会社石井マーク 代表取締役
オザバ-	直野 泰知	東京労働局 労働基準部 安全課長

(順不同、敬称略)

第1 建設現場安全標識に関する指針

昭和 58 年 9 月 8 日 制定
平成 16 年 8 月 16 日 一部改正
令和元年 6 月 25 日 一部改正
令和元年 7 月 22 日 一部改正
建設業労働災害防止協会

1 この指針は、建設現場で使用する基本的な安全標識を統一し、その普及により建設現場における労働災害防止に資することを目的とする。

2 この指針で定める安全標識（以下「標識」という。）は、建災防統一安全標識と称し、その種類は、次のとおりとする。

- (1)立入禁止 (2)禁煙 (3)火気厳禁 (4)駐車禁止
- (5)一般禁止 (6)頭上注意 (7)足もと注意 (8)開口部注意
- (9)感電注意 (10)墜落注意 (11)路肩注意 (12)酸欠注意
- (13)有機溶剤使用中 (14)一般注意 (15)安全帯使用 (16)保護帽着用
- (17)一般指示 (18)整理整頓 (19)最大積載荷重 (20)喫煙所
- (21)担架 (22)安全通路 (23)昇降階段 (24)休憩所
- (25)消火器 (26)警報設備 (27) A E D 設置場所

3 標識は、白地に種類ごとの意味を表す文字、図記号及び建災防統一安全標識である旨

を示す文字で構成するものとし、その様式は別表第1のとおりとする。

ただし、(5)一般禁止、(14) 一般注意及び (17) 一般指示は、目的とする日本語標示が (1) ~ (27) にない場合に、各一般標識に目的とする日本語を自由に標示することができる。

4 日本語標示の文字及び図記号等の位置、比率並びに標識全体の縦横比率は、別表第2のとおりとする。

なお標識の大きさは、掲示する箇所に応じた判読しやすい大きさにすることができる。

5 (19) 最大積載荷重の「kg」の文字を含む長方形内には、必要な数値等を記入するものとする。この場合において、「kg」の文字は、実情に応じ、他の単位を標示する文字とすることはできる。

6 様式中の文字の書体は、ユニバーサルデザイン書体とする。

7 別表第1の色彩の基準は、別表第3のとおりとする。

8 様式中の下部の白地の部分には、必要に応じ、標識の目的をさらに明確にするための補助情報、会社名等を標示することができる。その場合に使用する文字等の書体・色彩等は自由とするが、書体については、ユニバーサルデザイン書体が望ましい。

なお、外国語等の補助情報を標示するため、白地の部分が不足する場合は、白地を拡げること又は別の標示板を追加することができる。

別表第1



(1)立入禁止 (2)禁煙 (3)火気厳禁 (4)駐車禁止 (5)一般禁止 (6)頭上注意



(7)足もと注意 (8)開口部注意 (9)感電注意 (10)墜落注意 (11)路肩注意 (12)酸欠注意



(13)有機溶剤使用中 (14)一般注意 (15)安全帯使用 (16)保護帽着用 (17)一般指示 (18)整理整頓



(19)最大積載荷重 (20)喫煙所 (21)担架 (22)安全通路 (23)昇降階段 (24)休憩所



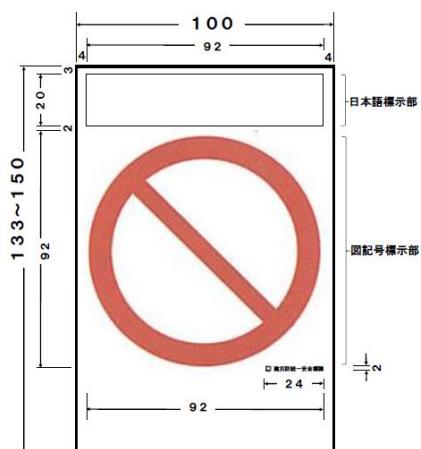
注) (1)~(5)、(7)、(9)、(10)、(14)、(17)、(25)、

(26)、(27) 図記号の出典: JIS Z 8210 : 2017

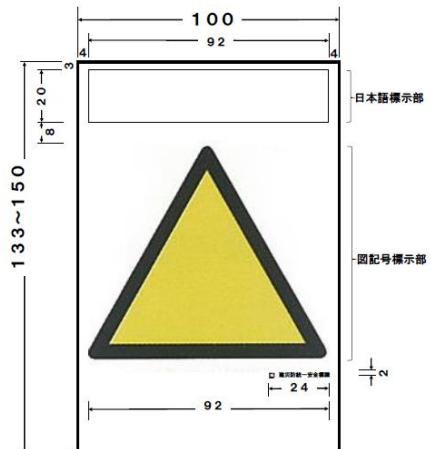
(25)消火器 (26)警報設備 (27) A E D設置場所

別表第2

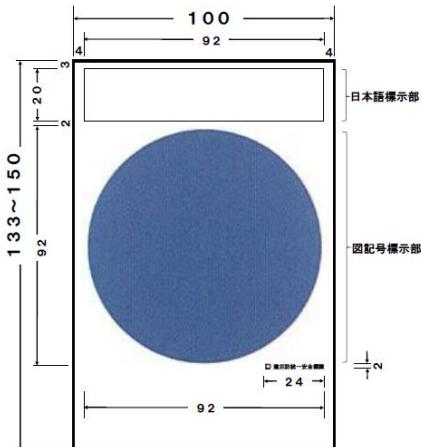
数字は、標識の横サイズを 100 とした場合の比率を表している。



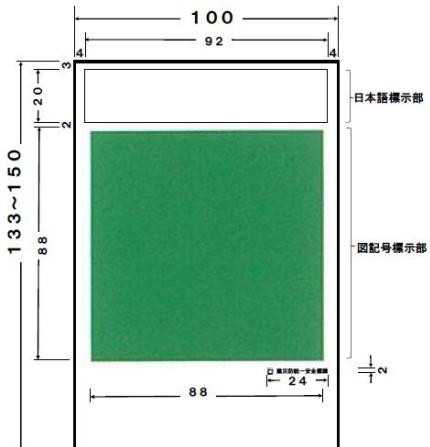
禁止標識



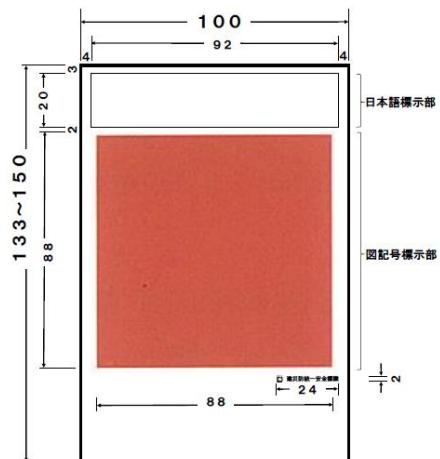
注意警告標識



指示標識



安全状態標識



防火標識

別表第3

色の種類	基準の色		
赤	マンセル記号	8.75 R	5／12
黄		7.5 Y	8／12
緑		5 G	5.5／10
青		2.5 P B	4.5／10
白（対比色）		N9.3	
黒（対比色）		N1.5	

<備考> 表の色の種類は、JIS Z 9103 : 2018 によって表したもので、基準の色は参考色とされているマンセル記号表示とした。

第2 指針の解説

1. 指針改定の要点

建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）は、昭和58年に一般公募した図案をもとに、交通安全、消防、JISなどの専門家の意見を取り入れながら、基本デザインを作成し、「建設現場用安全標識に関する指針」を定め、13種類の建災防統一安全標識（以下、本書では「統一安全標識」という。）を制定した。また平成16年には、8種類の統一安全標識を追加し、合計21種類とした。

今回改定の要点は次のとおりである。その結果、1種類を廃止して7種類を追加し、合計27種類となった。

- (1) 図記号は、JIS等で規定されているデザインを踏まえ、建設業の特徴を加味したユニバーサルデザインにしたこと。
- (2) 色彩は、JISに準拠し、誰もが認識しやすい色を採用したこと。
- (3) 標識に用いる書体は、ユニバーサルデザイン書体を採用したこと。
- (4) 標識は、縦横等の比率を規定し、サイズを自由に設定することで、必要な箇所に掲示できるようにしたこと。

2. 指針の解説

指針の各項目の主旨などについて順次解説する。

1 この指針は、建設現場で使用する基本的な安全標識を統一し、その普及により建設現場における労働災害防止に資することを目的とする。

(1) この項目は、本指針で定める統一安全標識の目的を記述している。

建設現場で使用する基本的な安全標識について、図記号と基本形状を組み合わせたデザインに統一し、普及することで、外国人労働者にも対応した労働災害防止対策に資することを目的としている。

2 この指針で定める安全標識（以下「標識」という。）は、建災防統一安全標識と称し、その種類は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------|---------|----------|----------|
| (1)立入禁止 | (2)禁煙 | (3)火気厳禁 | (4)駐車禁止 |
| (5)一般禁止 | (6)頭上注意 | (7)足もと注意 | (8)開口部注意 |

(9)感電注意	(10)墜落注意	(11)路肩注意	(12)酸欠注意
(13)有機溶剤使用中	(14)一般注意	(15)安全帶使用	(16)保護帽着用
(17)一般指示	(18)整理整頓	(19)最大積載荷重	(20)喫煙所
(21)担架	(22)安全通路	(23)昇降階段	(24)休憩所
(25)消火器	(26)警報設備	(27) A E D 設置場所	

- (1) この項目は、統一安全標識の種類を規定しており、各標識のデザイン等の詳細は次の項目から順次、詳解している。
- (2) 統一安全標識の(1)～(5)は禁止標識、(6)～(14)は注意警告標識、(15)～(17)は指示標識、(18)～(24)は安全状態標識、(25)～(27)は防火標識として区分している。
- (3) 統一安全標識は、標識としてより実効性が高く、基本的なものとした。
- なお、これまで規定していた「分別励行」は、「木くす」「コンクリート」など、個別の分別標識標示が既に普及していることから、廃止することとした。
- また、(11)路肩注意、(13)有機溶剤使用中、(26)警報設備、(27)AED設置場所の4種類を新たに追加するとともに、汎用性のある(5)一般禁止、(14)一般注意及び(17)一般指示を加えた。

3 標識は、白地に種類ごとの意味を表す文字、図記号及び建災防統一安全標識である旨を示す文字で構成するものとし、その様式は別表第1のとおりとする。

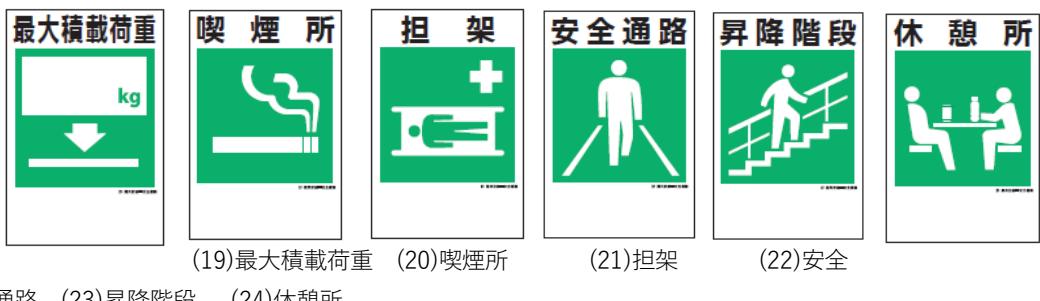
ただし、(5)一般禁止、(14)一般注意及び(17)一般指示は、目的とする日本語標示が(1)～(27)にない場合に、各一般標識に目的とする日本語を自由に標示することができる。



別表第1



(13)有機溶剤使用中 (14)一般注意 (15)安全帯使用 (16)保護帽着用 (17)一般指示 (18)整理整頓



(23)昇降階段 (24)休憩所



注) (1)～(5)、(7)、(9)、(10)、(14)、(17)、(25)、
(26)、(27) 図記号の出典: JIS Z 8210 : 2017

(25)消火器 (26)警報設備 (27) A E D 設置場所

(1) この項目は、各標識のデザインを規定している。

統一安全標識は、「日本語標示部」、「図記号標示部」、「建災防統一安全標識」の3つの要素で構成されている。

(2) (5)一般禁止、(14)一般注意、(17)一般指示は、標識のなかに目的とするものがない場合に、自由に用語を標示できるものとして用意した。

① (1)～(4)以外の一般禁止の例

- ・人は乗るな（主旨：建設リフトへの乗用禁止）
- ・素手では取り扱うな

② (6)～(13)以外の一般注意の例

- ・高圧線注意
- ・埋設物注意

③ (15)～(16)以外の一般指示の例

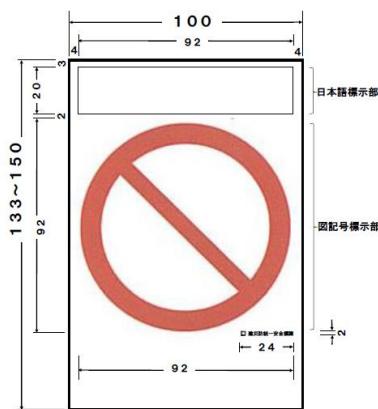
- ・合図確認
- ・点検中

4 日本語標示の文字及び図記号等の位置、比率並びに標識全体の縦横比率は、別表第2のとおりとする。

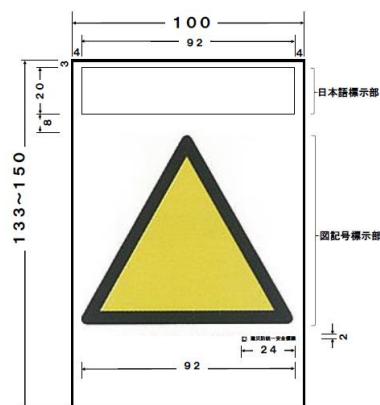
なお標識の大きさは、掲示する箇所に応じた判読しやすい大きさにすることができる。

別表第2

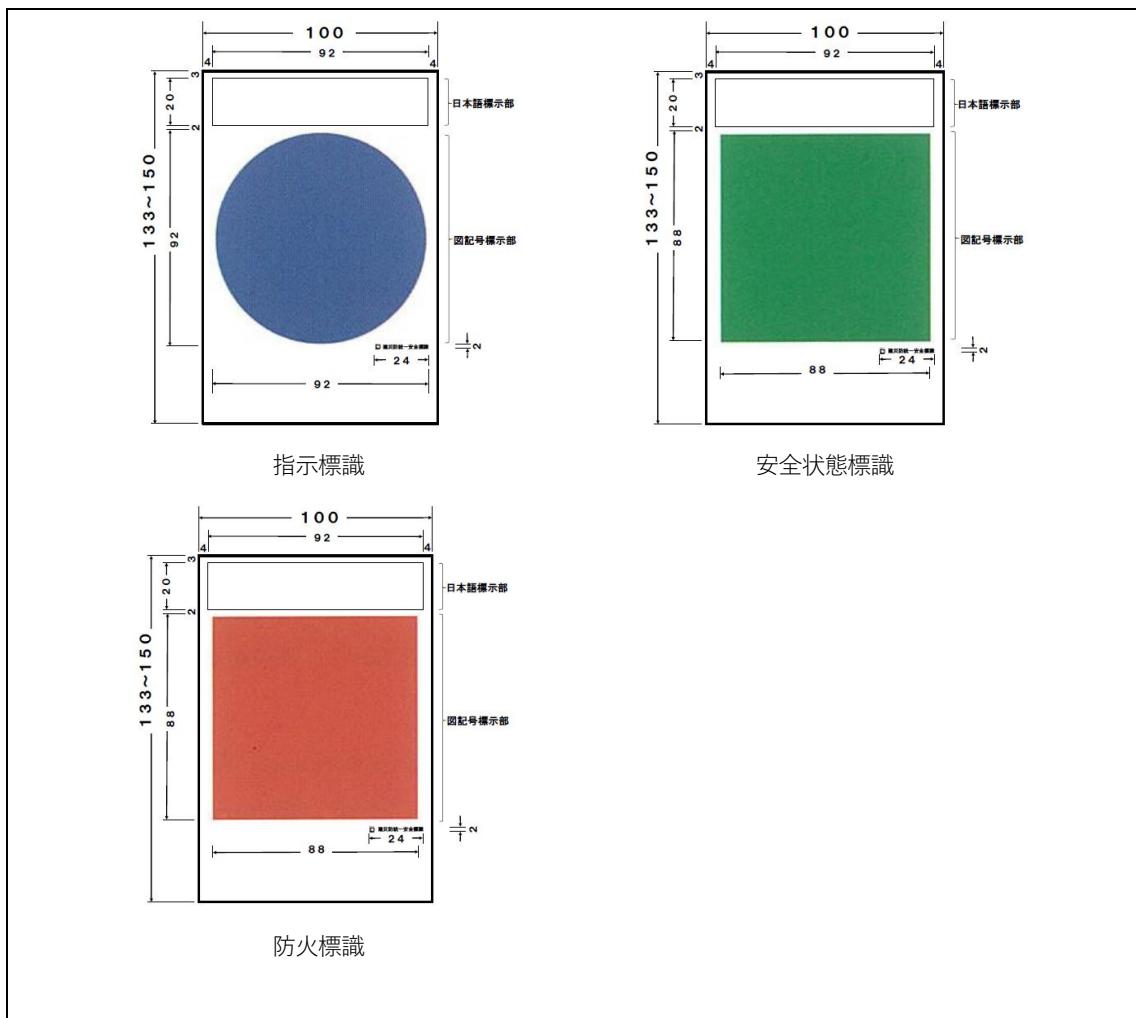
数字は、標識の横サイズを100とした場合の比率を表している。



禁止標識



注意警告標識



(1) この項目は、各標識の比率について規定している。

同じ標識であっても、掲示箇所によっては掲示できるスペースが異なることから、標識のサイズは自由とし、比率のみを規定した。

(2) 標識のサイズは、横を 100 とした場合、縦 133～150 の長方形とし、日本語標示部、図記号標示部及び建災防統一安全標識標示部のサイズ、位置を規定している。

なお、標識の縦サイズが 133～150 としたのは、改定前の統一安全標識では複数のサイズが普及していることを考慮したものである。

(3) 日本語標示部に標示する日本語は、この範囲内において、文字の間隔を調整するなど見やすいレイアウトで標示する。

(4) 各図記号のサイズ及び色彩は、JISZ9101 に準拠し、次のとおりとする。

注) 数字は、標識の横サイズを 100 とした場合の比率を表している。

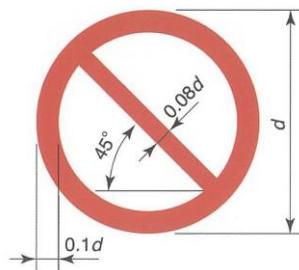
① 禁止標識

- ・標識の横幅 100 の場合、d=92 の円とする。
- ・色は、次による。

地色：白

基本形状（円及び斜線）：赤

図記号の要素：黒



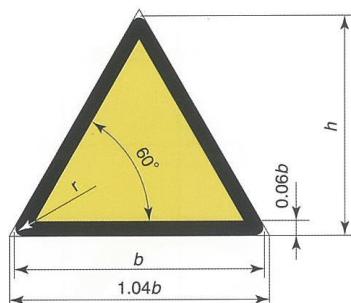
② 注意警告標識

- ・標識の横幅100の場合、 $b=92$ の正三角形とする。
- ・色は、次による。

地色：黄色

基本形状（三角形の帯）：黒

図記号の要素：黒



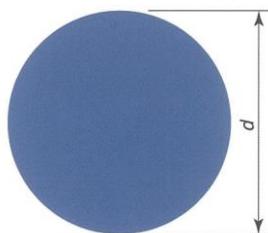
仮に $b=70\text{mm}$ のとき、 $r=2\text{mm}$ とする。

③ 指示標識

- ・標識の横幅100の場合、 $d=92$ の円とする。
- ・色は、次による。

基本形状（円）：青

図記号の要素：白

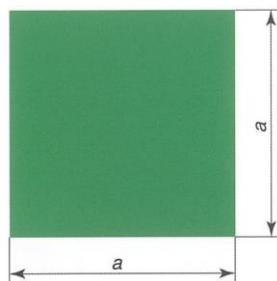


④ 安全状態標識

- ・標識の横幅100の場合、 $a=88$ の正方形とする。
- ・色は、次による。

基本形状（正方形）：緑

図記号の要素：白

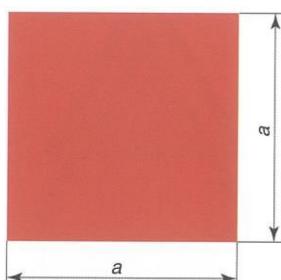


⑤ 防火標識

- ・標識の横幅100の場合、 $a=88$ の正方形とする。
- ・色は、次による。

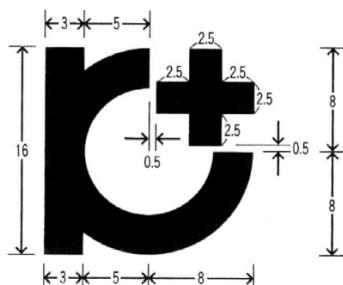
基本形状（正方形）：赤

図記号の要素：白



（5）建災防マークの比率は、次のとおりとする。

- ・色は、黒又は緑とする。



5 (19)最大積載荷重の「kg」の文字を含む長方形内には、必要な数値等を記入するものとする。この場合において、「kg」の文字は、実情に応じ、他の単位を標示する文字とすることができます。

- (1) この項目は、足場等に掲示する最大積載荷重を標示する場合の記載方法を規定したものである。
- (2) 他の単位には、例えば25 kgセメント袋〇袋といった、具体的な数量を標示する方法がある。

6 様式中の文字の書体は、ユニバーサルデザイン書体とする。

- (1) この項目は、書体について規定している。
- (2) ユニバーサルデザイン書体とは、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、できるだけ多くの人にとって、分かりやすく読みやすいことを目指して作られた書体で、文字の形がわかりやすい、文章が読みやすい、読みまちがえにくいなどのコンセプトから開発された書体をいい、特定の書体を指しているものではない。
- (3) ユニバーサルデザイン書体は、例えば、Microsoft 社の文書作成ソフト「Word」の場合は、UDフォント（メイリオ）がこの書体に最も近い。



<https://tsutawaradesign.com/index.html> より引用

7 別表第1の色彩の基準は、別表第3のとおりとする。

別表第3

色の種類	基準の色		
赤	マンセル記号	8.75 R	5／12
黄		7.5 Y	8／12
緑		5 G	5.5／10
青		2.5 P B	4.5／10
白（対比色）		N 9.3	
黒（対比色）		N 1.5	

<備考> 表の色の種類は、JIS Z 9103 : 2018 によって表したもので、基準の色は参考色とされているマンセル記号表示とした。

- (1) この項目は、色彩について規定している。
- (2) 安全色がJIS Z 9103 : 2018に規定されており、赤、青、黄、緑の4色を基本に、黒と白を対比色*に加えた6色とした。

*対比色とは、安全色をさらに目立たせるために安全色と対照となる色のことをいう。

- (3) 基準となる色は、JISで表記されているマンセル記号で規定した。

8 様式中の下部の白地の部分には、必要に応じ、標識の目的をさらに明確にするための補助情報、会社名等を標示することができる。その場合に使用する文字等の書体・色彩等は自由とするが、書体についてはユニバーサルデザイン書体が望ましい。

なお、外国語等の補助情報を標示するため、白地の部分が不足する場合は、白地を拡げること又は別の標示板を追加することができる。

- (1) この項目は、下部白地の部分に標示する内容について規定している。
- (2) 補助情報とは、立入禁止の場合「あぶないからはいってはいけません」、安全帯使用の場合「この場所では必ず安全帯を使用せよ」など、当該標識が意図する補助用語が該当する。

また、統一安全標識は、基本的なもののみを規定しているので、掲示する作業箇所又は作業内容によっては、たとえば「立入禁止」標識であっても、「関係者以外」とか、「足場組立作業中」といった補助的な情報を下部の白地の部分に標示することもできる。

【補助的な情報の例】

立入禁止 : はいるな
工事中につき関係者以外の方の立入りを禁止します

安全帯使用 : 忘れるな フック掛け
ここでは必ず使用

頭上注意 : 上部作業中
落下物注意

開口部注意 : 無断取り外し禁止
開けたふた必ずもとへ

整理整頓 : 使った器具は必ずもとへ
通路に はみださない

- (3) 「補助情報、会社名等」の「等」には、外国語が該当する。
- (4) 外国語は、就労者の母国語に対応する言語で標示することが望ましい。
外国語標示の例を参考として示すが、就労者が理解できる言語を適宜、追加、修正することが大切である。

参考

建災防統一安全標識の外国語標示例

日本語	英語	中国語	ベトナム語	インドネシア語	タガログ語
1 立入禁止	Do Not Enter	禁止入内	CẤM VÀO	Dilarang! Masuk	BAWAL PUMASOK
2 禁煙	No Smoking	禁止吸烟	CẤM HÚT THUỐC	Dilarang! Merokok	BAWAL MANIGARILYO
3 火気厳禁	Danger: No Open Flame	严禁烟火	CẤM LỬA	Dilarang! Menggunakan Api	MAPANGANIB: BAWAL ANG APOY
4 駐車禁止	No Parking	禁止停车	CẤM ĐỖ XE	Dilarang! Parkir Disini	BAWAL PUMARADA
5 一般禁止	—	—	—	—	—
6 頭上注意	Watch Your Head	当心头顶	CHÚ Ý TRÊN ĐẦU	Awasi Bagian Atas Kepala	INGATAN ANG ULOI
7 足も注意	Watch Your Step	注意脚下	CHÚ Ý DƯỚI CHÂN	Awasi Bawah Kaki	INGATAN ANG HAKBANG!
8 開口部注意	Danger: Opening in Floor	当心开口处	CHÚ Ý LÔ MÓ	Awasi Ada Lubang	MAPANGANIB: MAY BUTAS SA SAHIG
9 感電注意	Danger: Electrical Hazard	当心触电	CHÚ Ý ĐIỆN GIÁT	Awasi Bahaya Sengatan Listrik	MAPANGANIB: MAY KURYENTE
10 墜落注意	Danger: Falling Hazard	当心坠落	CHÚ Ý RƠI NGĀ	Awasi Terpeleset Jatuh	MAPANGANIB: MAY MAAARING BUMAGSAK
11 路肩注意	Mind the Shoulder	小心路肩	CHÚ Ý LỀ ĐƯỜNG	Hati-hati! Jalur Darurat	MAG-INGAT SA TABING-DAAN
12 酸欠注意	Danger: Risk of Suffocation	当心缺氧	CHÚ Ý THIẾU OXY	Awasi Kekurangan Oksigen	MAPANGANIB: MAAARING KAPUSIN NG HININGA
13 有機溶剤使用中	Organic Solvent in Use	正在使用有机溶剂	DANG SỨ DỤNG DUNG MÔI HỮU CƠ	Sedang Menggunakan Larutan Organik!	MAY GINAGAMIT NA ORGANIC SOLVENT
14 一般注意	—	—	—	—	—
15 安全帯使用	Wear Safety Belt	必须系安全带	SỨ DỤNG DÂY AN TOÀN	Gunakan Sabuk Pengaman	MAGSUOT NG SINTURONG PANGKALITASAN
16 保護帽着用	Wear Helmet	必须戴安全帽	ĐỘI MŨ BẢO HỘ	Gunakan Topi Pelindung	MAGSUOT NG HELMET
17 一般指示	—	—	—	—	—
18 整理整顿	Keep Tidy	整理整顿	VỆ SINH SẠCH SẼ	Rapikan! Dengan Teratur	PANATILIHING MASINOP
19 最大積載荷重	Maximum Load	最大载荷	TÁI TRỌNG TỐI ĐA	Kapasitas Berat Beban Maximum	PINAKAMABIGAT NA KARGA
20 喫煙所	Smoking Area	吸烟处	NOI HÚT THUỐC	Tempat Merokok	LUGAR PARA SA PANINIGARILYO
21 担架	Stretcher	担架	CÁNG KHÍENG	Tandu	STRETCHER
22 安全通路	Safe Passageway	安全通道	LỐI ĐI AN TOÀN	Jalur Keamanan	LIGTAS NA DAANAN
23 升降階段	Staircase	上下楼梯	CẦU THANG BỘ	Tangga Naik Turun	HAGDANAN
24 休憩所	Break Room	休息区	KHU VỰC NGHỈ NGỘI	Tempat Istirahat	PAHINGAHAN
25 消火器	Fire Extinguisher	灭火器	BÌNH CHỮA CHÁY	Alat Pemadam Kebakaran	PANG-APULA NG APOY
26 警報設備	Alarm System	警报设备	THIẾT BỊ BÁO ĐỘNG	Peralatan Tanda Bahaya (Alarm)	SISTEMANG PANG-ALARMA
27 AED設置場所	Equipped with AED	AED(自動体外除細胞)設置点	NOI CÓ ĐẶT AED	Tempat Instalasi Peralatan AED	MAY NAKAHANDANG AED

(5) 統一安全標識のサイズは、横 100 に対して高さ 133~150 としているが、補助情報を標示するために余白部分が不足する場合には、任意の大きさに下方を拡げること、又は補助情報を記載した別の標示板を取り付けることは構わない。

第3 建災防統一安全標識の活用

1. デザインの作成又は入手方法

統一安全標識を使用する者は、指針に示す比率、色彩等に基づき作成するか、又は建災防ホームページ (https://www.kensaibou.or.jp/safety_sign/safety_sign.html) からデザインをダウンロードして使用することができます。ただし、統一安全標識のデザインの一部を改変して使用することはできません。

また、外国語についても、同様にダウンロードして使用することが可能です。

2. 「 建災防統一安全標識」の標示

統一安全標識を使用する場合は、必ず「 建災防統一安全標識」を図記号の右下に標示するものとし、日本語標示及び図記号のみでは絶対に使用しないでください。

3. 著作権等

統一安全標識の著作権その他一切の知的所有権は、建災防（Japan Construction Occupational Safety and Health Association : JCOSHA）に帰属します。

4. その他留意事項

(1) 標識の材質は、指針では規定していませんが、風雨等に耐えられる丈夫なものであることはもちろんです。

また掲示の際は、駆体、足場等の堅固な場所に取り付けます。固定するための標識の孔は、文字、図記号に重ならない位置とします。

(2) 日頃から、標識の破損又は汚れなど、見えにくくなっていないか点検を行い、常時見やすい状態を保つことに心掛けます。

また、暗い場所に設置する場合は、作業箇所を含めて照明を確保する必要があります。